

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業

平成29年度 新規・拡充等 事業一覧

平成29年1月

新 宿 区

子ども家庭部子ども家庭課

目 次

| | |
|-------|---|
| 新規事業 | 1 |
| [2事業] | |
| 拡充事業 | 2 |
| [5事業] | |
| 変更事業 | 3 |
| [5事業] | |
| 終了事業 | 4 |
| [1事業] | |

子どもの貧困対策等に資する新宿区の事業一覧の見方

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 妊 | 乳 | 小 | 中 | 高 | 青 |
|--|--|------------------------|----------|---|-------|--|---|---|---|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「子供の貧困対策に関する大綱」 第4 指標の改善に向けた当面の重点施策（10ページ～21ページ）の項目に対応しています。 </div> | | | 事業名 | 事業内容 | 〇〇課 | 事業の対象となる年齢区分に○をつけています。 妊・・・妊娠期 乳・・・乳幼児期 小・・・小学生 中・・・中学生 高・・・～18歳未満（高校生等） 青・・・青年期（18歳～） | | | | | |
| ≪例≫ 1 教育の支援 | 1-(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 | 1-(1)-① 学校教育による学力保障 | 放課後等学習支援 | 授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒などに対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため放課後等学習支援員を配置します。 | 教育支援課 | | | ○ | ○ | | |

<新規事業> 2事業

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 妊 | 乳 | 小 | 中 | 高 | 青 |
|---------|--|------------------------|----------------------|--|--------|---|---|---|---|---|---|
| 1 教育の支援 | 1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための 幼児教育の無償化の推進 及び幼児教育の質の向上 | — | 認可外保育施設利用者負 担軽減事業 | 希望する認可保育園等への入園を待機する間、認可外保育施設（認証保育所を除く。）を利用する保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の一部を助成します。（事業実施期間：平成29年度から平成31年度まで） | 保育指導課 | | ○ | | | | |
| 2 生活の支援 | 2-(2) 子どもの生活支援 | 2-(2)-② 食育の推進に関する支援 | 「食」を通じた健康づくりネットワーク | 区内の食に関わる個人・団体・企業・飲食店などにネットワークに参加してもらい、幅広く、そして身近なところで「食」について学ぶ機会を提供し、食についての正しい知識を身につけ実践につなげていけるよう食育の推進を図ります。 | 健康づくり課 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

< 拡充事業 > 5事業

※下線部が変更箇所

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 妊 | 乳 | 小 | 中 | 高 | 青 |
|-----|-------|--|--------------------------------|-----------------------------|---|-----------|---|---|---|---|---|
| 1 | 教育の支援 | 1-(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 | 1-(1)-② 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 | 児童・生徒の不登校対策 | 不登校対策委員会が策定した不登校からの学校復帰と不登校の未然防止に関する方針に基づき、不登校担当者連絡会で担当教員が学校での不登校防止の取組みを協議し実践していきます。また、不登校対策マニュアルの活用、理解啓発資料等の作成配布、学識経験者等の専門家による研修会の実施により、教職員への理解啓発を図っていきます。 さらに、スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員を派遣し、学校復帰や未然防止のための家庭への支援をより充実させていきます。 ※平成29年度スクールソーシャルワーカーを2名から3名に増員 | 教育支援課 | | | ○ | ○ | |
| 1 | 教育の支援 | 1-(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上 | — | 認証保育所利用への支援及び利用者への助成 | 区民が認証保育所を利用した場合に、認証保育所に対し運営費等を補助します。また、認証保育所を利用する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、要件を満たす場合には、保育料の①一部助成（一律4万円）②第3子以降全額助成③ひとり親世帯等第2子以降全額助成を行っています。 | 保育指導課 | | ○ | | | |
| 1 | 教育の支援 | 1-(6) その他の教育支援 | その他 | 小学校低学年のための学習支援教室 | 子ども総合センター・子ども家庭支援センターでのケース対応の中で、養育環境が整わないために学習の習慣がつかず、学習が遅れてしまう児童に対し、小学校低学年から学習支援を行うことにより、児童の自己肯定感を高めることを目指します。 ※28年度3所 ⇒ 29年度5所 | 子ども総合センター | | | ○ | | |
| 2 | 生活の支援 | 2-(1) 保護者の生活支援 | 2-(1)-② 保育等の確保 | 定期利用保育の実施 | パートタイム勤務などの短時間就労等で、複数月継続して保育を必要とする方のお子さんをお預かりします。「専用室型定期利用保育」では生後6か月から、4歳児・5歳児の定員・保育室に余裕がある保育園で実施する「空き保育室型定期利用保育」では満1歳以降（離乳食完了児）の子どもが対象となります。なお、専用室型定期利用保育については、一時保育と併せて実施します。 | 保育課 | | ○ | | | |
| 2 | 生活の支援 | 2-(4) 子どもの就労支援 | その他 | 障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援 | 新宿区勤労者・仕事支援センターでは、働く意欲はあるものの一般就労に結びつきにくい障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、就労機会の提供を行うことにより、就労支援を実施しています。若年非就業者に対しては、新たに「はじめの一歩応援事業」を開始し、支援の拡充を行います。 | 消費生活就労支援課 | | | | ○ | ○ |

<変更事業> 5事業

※下線部が変更箇所

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 妊 | 乳 | 小 | 中 | 高 | 青 | 変更理由・内容等 |
|-----|-------|--|---------------------------|------------------------|---|----------------|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 教育の支援 | 1-(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開 | 1-(1)-③ 地域による学習支援 | 地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進 | 地域の住民及び保護者等が学校の運営に参画することにより、地域に信頼され、地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていきます。そのため、学校運営協議会委員の研修や、地域・保護者への説明会の実施、パンフレットの作成・配布による周知等を行っていきます。 | 教育支援課 | | | ○ | ○ | | 平成29年度にはすべての小中学校が指定学校となり準備校がなくなるため |
| 1 | 教育の支援 | 1-(3) 就学支援の充実 | 1-(3)-① 義務教育段階の就学支援の充実 | 就学援助 | 経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助します。 (※新入学学用品費（中学校入学準備）の前倒し支給を実施します。(平成29年3月～)) | 学校運営課 | | | ○ | ○ | | 新入学学用品費（中学校入学準備）の前倒し支給を実施するため |
| 2 | 生活の支援 | 2-(1) 保護者の生活支援 | 2-(1)-② 保育等の確保 | 地域型保育事業等 | 家庭的雰囲気での保育を行う家庭的保育事業、学校施設や民間賃貸物件を活用した保育ルーム等、子ども子育て支援新制度に対応した地域型保育事業等の充実を図り、特に保育ニーズの高い0歳から2歳児の保育受入れ枠を拡大し、多様な保育ニーズに対応していきます。 | 保育課 | | ○ | | | | 家庭的保育事業・小規模保育事業と保育ルーム事業を統合し、地域型保育事業等として記載 |
| 2 | 生活の支援 | 2-(2) 子どもの生活支援 | 2-(2)-② 食育の推進に関する支援 | 幼児食教室 | 1歳児の保護者を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話を行います。 | 保健センター | | ○ | | | | 開催形式・開催内容の変更 |
| 4 | 経済的支援 | — | 4-⑤ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援 | 生活保護制度 | 生活保護受給世帯の高校生等に対し、生業扶助（高等学校等就学費）として、入学料、授業料、教材代、学用品費、通学交通費等を支給し、高等学校等への就学を支援します。 また、高校生等の就労収入・給付金等のうち、大学等の進学費用にかかる経費について、収入として認定しないことにより、大学等への進学を支援します。 | 生活福祉課 保護担当課 | | | | ○ | | 国の制度変更に伴う変更 |

<終了事業> 1事業

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 事業名 | 事業内容 | 担当課 | 妊 | 乳 | 小 | 中 | 高 | 青 |
|---------|-----|---|----------------|---|--------|---|---|---|---|---|---|
| 4 経済的支援 | — | 4-② ひとり親家庭の支援施策 についての調査・研究の 実施に向けた検討 | ひとり親家庭等アンケート調査 | 新宿区在住の児童扶養手当の現況届対象者に対し、新宿区のひとり親家庭のニーズを把握し課題の抽出を行い、ひとり親家庭への支援策を検討し、充実を図るための参考統計とします。 (平成28年度実施) | 子ども家庭課 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |